

○田川地区清掃施設組合会計管理者の事務の補助及び委任に関する規則

平成8年2月16日

規則第1号

(設置)

第1条 本組合に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第1項の規定に基づき、会計管理者の事務を補助する者として出納員及び分任出納員を置く。

(会計管理者の事務の一部委任)

第2条 会計管理者は、別表第1の左欄に掲げる事務を同表の右欄に掲げる出納員に委任する。

2 別表第2の左欄に掲げる出納員は、同表の中欄に掲げる事務の一部をさらに同表の右欄に掲げる分任出納員に委任する。

(身分証明書)

第3条 出納員及び分任出納員(以下「出納員等」という。)は、委任を受けた事務に従事する場合は、組合長の発行する身分証明書(別記様式)を携帯し、納入義務者等から要求があるときは、これを呈示しなければならない。

2 出納員等は、会計管理者の事務の委任を解かれた時は、前項の身分証明書を直ちに組合長に返さなければならない。

(委任事務の検査)

第4条 会計管理者は、毎年会計年度1回、期日を定めて出納員等の事務について出納に関する書類、帳簿等により検査しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会計管理者は、必要があると認めるときは、随時に出納員等の事務について検査することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成 13 年規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 1 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 25 日規則第 1 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

会計管理者の権限に属する事務の委任

委任する事務	委任を受ける者
一般廃棄物処理手数料の出納と保管	田川地区清掃施設組合事務局長の職にある出納員

別表第 2(第 2 条関係)

出納員の権限に属する事務の委任

再委任する者	再委任する事務	再委任を受ける者
事務局長の職にある出納員	田川市川崎町清掃センターにおける一般廃棄物処理手数料の出納	田川地区清掃施設組合施設一課田川市川崎町清掃センターに属する分任出納員

別記様式(第3条関係)

別記様式(第3条関係)

(表紙)

第	号
田川地区清掃施設組合出納員(分任出納員)身分証明書	
田川地区清掃施設組合	
年 月 日発行	

(1頁)

写 真	氏 名	年 月 日生	
貼 付			
上記の者は田川地区清掃施設組合出納員(分任出納員)であることを証明する。			
	年 月 日		
	組合長 氏	名 <table border="1"><tr><td>組合長 職 印</td></tr></table>	組合長 職 印
組合長 職 印			

(2頁)

- 1 本書を紛失又はき損した場合は、その理由を直ちに事務局長及び会計管理者を経て組合長に届け出なければならない。
- 2 本証の有効期限が満了したとき、又は出納員(分任出納員)を免ぜられたときは、直ちに本証を組合長に返納しなければならない。
- 3 本証の有効期限は、本証の発行の日から1年間とする。